

総合調整会議（2015. 5. 20）

○日時：平成27年5月20日（水） 午前8時55分～午前11時10分

○場所：栗東市役所3階談話室

○出席者：市長、副市長、教育長、部長等

<会議内容>

1. 市長の指示事項

市長からの指示

- ・これから台風シーズンに入ってくるため、災害本部体制のマニュアル等を再確認し、各部連携して迅速に対応すること。
- ・公用車の運転について、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を行うこと。
- ・市民への対応について、言葉遣いやわかりやすい説明など、丁寧な対応を行うよう、部内へ指示すること。
- ・各課における事務等の役割分担について再度確認を行い、内部協力や組織横断的な体制に柔軟に対応できるようにすること。
- ・先の行方不明児童の捜索活動では、協力いただき感謝する。今後も、市民の安全、安心のために皆で協力して対応すること。

2. 審議事項

【案件名】国・県予算ならびに施策に対する要望について

→ 政策推進部長、元気創造政策課長から説明

- ・例年実施をしている「国・県予算要望」にかかる審議案件を付議するもので、昨年度の要望に関する実現状況を市民にも情報提供をしていく必要があるとの方向から、各部には「前年度からの実現状況」も報告してもらっている。
- ・審議項目としては大きく5点あるので、まずは、一点目の「平成27年度要望事項の実現状況について」の報告をし、2点目の「平成28年度要望事項について」と3点目の「重点要望事項の選定について」をまとめて審議し、残りの4点目「要望活動の体制等について」と5点目の「今後の予定について」を審議する流れで進めていきたい。
- ・2点目から3点目までの内容については、要望事項順に各部長から説明をお願いしたい。

4. 要望活動の体制等について

→ 元気創造政策課長から説明

- ・要望書の提出日については、8月上旬の予定をしている。
- ・要望書の提出日まで、県の関係部長や関係機関への事前説明を行い、要望先の基本的な考え方等を確認して、元気創造政策課まで報告をお願いしたい。
- ・要望書提出時の出席者と説明者は、県庁内組織については、市長、副市長、教育長、政策推進部長で要望活動を行い、その他出先関係機関については、市長、副市長、教育長、政策推進部長、各担当部長で要望活動を行う。
- ・要望内容については、基本的に公開していく。

5. 今後の予定について

→ 元気創造政策課長から説明

- ・ 今後は、6月中旬に新政会・公明栗東勉強会、6月下旬に県議会議員・市議会議員懇談会、7月中旬に県等所管部署への事前説明等の日程で進めていく。

[市長]

- ・ 議会事務局には、議会への要望内容の説明等について、日程調整等を政策推進部と連携して対応してもらいたい。

区分：決定

【案件名】水防班員の増員について

→ 道路・河川課課長補佐から説明

- ・ 例年4月から11月末までの期間は、水防配備体制をとり災害時に備えている。
- ・ 平成10年度の6班65名体制から平成27年度の5班39名体制へ、毎年建設部の職員が減少しており、体制維持が困難であることから、他部からの動員により体制維持を図り災害時に備える。
- ・ 体制案については、5班11名体制で建設部から39名、政策推進部、総務部、会計課、監査委員事務局の職員から16名を選出する。
- ・ 災害時体制のある、市民部、健康福祉部、環境経済部、上下水道事業所、教育部、農業委員会事務局は除いている。また、災害対策本部、支部員に指名されている職員は除いて選出する。

[教育部長]

- ・ 災害警戒本部体制となった場合には、それぞれの役割はどうなるのか。また、災害対策本部体制となった場合には、どうなるのか。

[道路・河川課課長補佐]

- ・災害警戒本部体制になった場合は、全班体制になる。災害対策本部員と支部員に指名されている職員は、水防班員に指名していない。

[市民部長]

- ・栗東市地域防災計画では、災害対策本部に吸収されることになる。

[教育部長]

- ・災害対策本部体制になれば、地域防災計画では各部ごとに役割が決められており、災害対策本部としての活動を行う必要が出た場合には、水防班員が水防の対応を続けられない場合があるのではないか。

[総務部長]

- ・そのような場合は、水防班員から災害対策本部へ移ってもらう必要がある。

[建設部長]

- ・災害警戒1号体制と災害警戒2号体制の場合は、水防班員として活動してもらうが、災害警戒本部体制と災害対策本部体制になった場合は、水防班員はそれぞれの本部体制に吸収されることになる。

[市長]

- ・それぞれの本部体制をとっている中で災害等の状況に応じて、水防班として活動する必要がある場合は、本部長からの指示により対応してもらうことになる。

[環境経済部長]

- ・平成25年の台風18号の災害対応では人員の絶対数が足りていなかったことを教訓として、実動部隊として現場対応等の人員を確保しておく必要がある。災害が発生時に対応する人員体制を決めておかなければならない。

[建設部長]

- ・今回水防班員の増員を行うことや、採用から5年目までの職員に研修を行うことなど、災害時に対応できる経験を持った職員の裾野を広げる取り組みを進めていく。

[総務部長]

- ・総務部の役割として、状況に応じて各部から係長級以上の職員を動員するなど、各部へ指示するなどの対応をしていく。

[教育部長]

- ・健康福祉部は避難所対応を行うことから、政策推進部と総務部と教育部の職員から動員を行うようになると聞いているが、関係部で調整はされているのか。

[総務部長]

- ・各部内の課単位で動員してはどうかとの調整を依頼していたが、どうなったのか。

[市民部長]

- ・課単位で動員できる職員を調整した場合でも、災害対策本部等に指名されていたり避難所の運

営に対応しなければならない職員など、今回動員をお願いする部以外で水防班員に指名できる職員は少ない。

[市長]

- ・本市にとって、災害時の対応は万全の備えをしておく必要がある。各部署で連携して適切に対応できるようにすること。

区分：決定

3. 報告事項

【案件名】 栗東市国民健康保険データヘルス計画策定について

→ 保健年金課長から説明

- ・平成25年6月14日に閣議決定された日本再興戦略において、「すべての健康保険組合に対し、レセプト（診療報酬明細書）等のデータ分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として「データヘルス計画」の作成・公表、事業実施、評価等の取り組みを求めるとともに、市町村国保が同様の取り組みを行うことを推進する。」ことが掲げられた。
- ・データヘルス計画は、健康・医療情報を活用し、客観的な指標を用いて健康状態や健康課題を示すこととされ、その事業実施については、診療報酬明細書等の情報を活用し、生活習慣の改善により予防効果が大きく期待できる方策を明確にし、優先順位をつけて行うこととされている。
- ・それぞれの事業については、少なくとも毎年度効果の測定及び評価を行った上で、必要に応じて事業内容の見直しを行うこととされている。
- ・これを受け、本市においては、「国民健康保険法に基づく保健事業の実施に関する指針」に沿って、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図ることとし、診療報酬明細書や、特定健康診査データを分析し、「データヘルス計画」を策定した上で、被保険者の健康維持増進及び社会保障費の抑制により保健事業を推進していく。

[総務部長]

- ・資料2ページの計画で取り組むことに、「生活習慣病の発症を予防するための保健事業の取り組み」とあるが、新規の保健師を採用してこれまでとは別の体制で取り組んでいくのか。

[保険年金課長]

- ・国から財政調整基金が一定の期間措置される予定であり、アウトソーシングによる委託等で対応していく予定である。

区分：了解

【案件名】平成27年度節電の取り組み等について

→ 総務部長から説明

- ・通年及び夏季期間（平成27年6月1日～10月31日）の節電目標を昨年並みとする。
- ・具体的な節電の取り組みは、事務所及び廊下等の照明の間引き、使用に応じた点灯・消灯や毎週水曜日のノー残業デーを徹底するなどを行う。

[市民部長]

- ・毎週水曜日はノー残業デーとしているが、総合窓口課は夜8時まで窓口開庁している。節電の取り組みとの整合を説明できるようにしておくべきではないか。

区分：了解

4. 閉会

副市長からの挨拶

- ・国県要望について、本市の平成28年度の施策を推進していくために大変重要な取り組みである。要望の実現に向けて、県等への事前説明においては、強力に要請を行うこと。
- ・来月は市議会6月定例会議が開会する。今回から新たな市議会議員が入っての会議となるため、説明等を適切に行うこと。

以上